

第5回 芝山町議会臨時会

総務課 行政係
☎77・3901

6月4日、令和2年第5回芝山町議会臨時会が開催され、上程された1件の議案および発議案1件は可決されました。

■主な内容

■特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定について
(議案第1号)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う本町の財政および地域経済への影響を勘案し、令和2年7月1日から9月30日までに限り、特別職の職員の給料の特例に関する条例を制定する。

■施行期日等

令和2年7月1日から施行
なお、特別職の職員及び教育長の給料の特例に関する条例は附則にて廃止する。

■議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
(発議案第1号)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う本町の財政および地域経済への影響を勘案し、令和2年7月1日から9月30日までに限り、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を制定する。

■施行期日

令和2年7月1日から施行

(発議案第1号)

区分	議会の議員の議員報酬の特例に関する条例第2条に規定する報酬の額	減額する割合	1箇月当たりの額(3箇月間の合計額)
議長	279,000円	10/100	27,900円 (83,700円)
副議長	233,000円	10/100	23,300円 (69,900円)
議員(10人)	219,000円	10/100	21,900円 (657,000円)
合計			270,200円 (810,600円)

(議案第1号)

区分	特別職給与条例第2条に規定する給料の額	減額する割合	1箇月当たりの額(3箇月間の合計額)
町長	749,000円	20/100	149,800円 (449,400円)
副町長	614,000円	10/100	61,400円 (184,200円)
教育長	546,000円	10/100	54,600円 (163,800円)
合計			265,800円 (797,400円)

第2回 芝山町議会定例会

総務課 行政係
☎77・3901

6月9〜12日にかけて、令和2年第2回芝山町議会定例会が開催され、上程された議案7件は全て可決されました。

■主な内容

■芝山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(議案第1号)

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険および後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、国が特例的な財政支援を行うとの記載が盛り込まれ、厚生労働省から市町村等に対して、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者などに係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、芝山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定する。

■施行期日

公布の日から施行

芝山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する

■条例の制定について

(議案第2号)

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険および後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、国が特例的な財政支援を行うとの記載が盛り込まれ、厚生労働省から市町村等に対して、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたことに伴い、各市町村で申請書を受け付けられるよう条例を改正する必要があることから、芝山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

■施行期日

公布の日から施行

芝山町税条例の一部を改正する条例の制定について
(議案第3号)

新型コロナウイルス感染症等に関連し、地方税法等の一部を

改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日施行されたことにより、徴収猶予の申請手続等法改正に伴う所要の規定の整備を行う必要が生じたため、芝山町条例の一部を改正する条例を制定する。

■施行期日
第1条による改正

公布の日から施行

・第2条による改正

令和3年1月1日から施行

芝山町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(議案第4号)

千葉県重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、本町としても医療費の助成を行う対象者を拡大するため、芝山町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

■施行期日

令和2年8月1日から施行

芝山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(議案第5号)

介護保険法施行令の一部改正

に基づき、保険料減額賦課を実施しているが、令和元年10月からの消費税率引上げに伴う軽減強化を令和2年度より完全実施するため、芝山町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。

■施行期日
公布の日から施行

令和元年度芝山町一般会計継続費繰越計算書について
(報告第1号)

令和元年度芝山町一般会計で継続費として設定した予算の通次繰越を行ったので、継続費繰越計算書にて報告を行う。

■繰越総額
2,509,500円

令和元年度芝山町一般会計繰越明許費繰越計算書について
(報告第2号)

令和元年度芝山町一般会計において繰越明許費とした事業について、繰越明許費繰越計算書にて報告を行う。

■繰越総額
618,401,000円

令和元年度芝山町公共下水道事業特別会計繰越明許費

繰越計算書について
(報告第3号)

令和元年度芝山町公共下水道事業特別会計において繰越明許費とした業務について、繰越明許費繰越計算書にて報告を行う。

■繰越総額
14,554,000円

令和元年度芝山町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
(報告第4号)

令和元年度芝山町介護保険特別会計において繰越明許費とした事業について、繰越明許費繰越計算書にて報告を行う。

■繰越総額
2,592,000円

令和元年度芝山町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
(報告第5号)

関係機関との調整に時間を要したため年度内に完了できなくなったことに伴い事故繰越しとした事業について、事故繰越し繰越計算書にて報告を行う。

■繰越総額
616,000円

令和2年度の補正予算 (議案第6・7号)

(単位 千円)

会計名	補正の内容	補正前	補正後
一般会計補正予算 (第3号) (議案第6号)	歳入は、分担金および負担金、国庫支出金および繰越金などを増額する。 歳出は、総務管理費、戸籍住民基本台帳費、児童福祉費、保健衛生費、商工費、土木管理費および道路橋梁費などを増額し、議会費などを減額する。	5,827,381	5,905,007
国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) (議案第7号)	歳入は、県支出金を増額する。 歳出は、傷病手当費を増額する。	1,002,050	1,002,520